大阪府条例第　　　号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条　職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 附　則  １―50　（略）  （国立大学法人等の職員となつた者の特例）  51　旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。）の職員が引き続いて職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。  52―63　（略） | 附　則  １―50　（略）  （国立大学法人等の職員となつた者の特例）  51　旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。）の職員が引き続いて職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。  52―63　（略） |
|  |  |

第二条　職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－３３

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （勤続期間の計算）  第七条　（略）  ２―４　（略）  ５　第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者であつて、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が任命権者（豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。附則第三十三項において同じ。）が定める事由により、引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、次に掲げる期間は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体若しくは国の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。  　一―七　（略）  ６―10　（略）  （人事委員会の調査審議等）  第十八条　（略）  ２―６　（略）  ７　豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議について、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町の条例の規定で前各項の規定に相当するものがあるときは、当該市又は町に係る当該職員については、前各項の規定は、適用しない。  　　　附　則  １―32　（略）  （退職手当の特例）  33　附則第二十七項に規定する職員その他任命権者が人事委員会と協議して定める職員が退職した場合には、当分の間、任命権者が知事と協議して定める額をこの条例の規定による退職手当の額に加算することができる。  １－３４  34―63　（略） | （勤続期間の計算）  第七条　（略）  ２―４　（略）  ５　第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者であつて、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、次に掲げる期間は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体若しくは国の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。  　一―七　（略）  ６―10　（略）  （人事委員会の調査審議等）  第十八条　（略）  ２―６　（略）  ７　豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議について、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町の条例の規定で前各項の規定に相当するものがあるときは、当該市又は町に係る当該職員については、前各項の規定は、適用しない。  　　　附　則  １―32　（略）  （退職手当の特例）  33　附則第二十七項に規定する職員その他任命権者（豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定するものについては、府の教育委員会とする。以下この項において同じ。）が人事委員会と協議して定める職員が退職した場合には、当分の間、任命権者が知事と協議して定める額をこの条例の規定による退職手当の額に加算することができる。  34―63　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第七条第五項の規定は、令和七年四月一日以後に同項に規定する職員以外の地方公務員等（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員（同条例第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）となった場合の勤続期間の計算について適用し、同日前に職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となった場合の勤続期間の計算については、なお従前の例による。

１－３５